

高額療養費のご案内

R8.8

◆70歳未満の場合

(※) 直近1年間ににおける高額療養費の支給を受けた回数が4回以上の場合です。

区分	所得区分	自己負担限度額		年間上限額
		1～3回目まで	4回目以降(※)	
ア	市町村民税課税所得690万円以上の被保険者がいる世帯の被保険者	270,300円 + (医療費－901,000円) × 1%	140,100円	1,680,000円
イ	市町村民税課税所得380万円以上の被保険者がいる世帯の被保険者(アの該当者を除く)	179,100円 + (医療費－597,000円) × 1%	93,000円	1,110,000円
ウ	市町村民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の被保険者(ア,イの該当者を除く)	85,800円 + (医療費－286,000円) × 1%	44,400円	530,000円
エ	市町村民税非課税世帯以外の世帯であって、次の①及び②の両方に該当する世帯に属する被保険者(ア,イ,ウの該当者を除く) ①市町村民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる世帯 ②世帯に属する被保険者の年金収入及びその他の合計所得金額の合計が320万円(単身世帯の場合は200万円)以上の世帯	61,500円	44,400円	530,000円
オ	住民税非課税の方	36,900円	24,600円	290,000円

◆70歳以上の場合

R8年8月～

区分		所得区分	自己負担限度額(月額)			年間上限額
			外来(個人ごと)	入院及び世帯単位の外来		
				1～3回目まで	4回目以降(※)	
Ⅲ	市町村民税課税所得690万円以上の被保険者がいる世帯の被保険者		270,300円 + (医療費－901,000円) × 1%	140,100円	1,680,000円	
Ⅱ	市町村民税課税所得380万円以上の被保険者がいる世帯の被保険者(現役並み所得Ⅲの該当者を除く)		179,100円 + (医療費－597,000円) × 1%	93,000円	1,110,000円	
Ⅰ	市町村民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の被保険者(現役並み所得Ⅲ及びⅡ該当者を除く)		85,800円 + (医療費－286,000円) × 1%	44,400円	530,000円	
一般Ⅱ		市町村民税非課税世帯以外の世帯であって、次の①及び②の両方に該当する世帯に属する被保険者(現役並み所得者を除く) ①市町村民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる世帯 ②世帯に属する被保険者の年金収入及びその他の合計所得金額の合計が320万円(単身世帯の場合は200万円)以上の世帯	22,000円 ※1	61,500円	44,400円	530,000円
一般Ⅰ		現役並み所得Ⅲ～Ⅰ、一般Ⅱ、区分Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない被保険者				
住民税非課税者	低所得者Ⅱ	市町村民税非課税世帯の被保険者で区分Ⅰに該当しない方	11,000円	25,700円	24,600円	290,000円
	低所得者Ⅰ	次の①又は②に該当する被保険者 ①世帯全員の各種所得(給与所得については、税法の規定により計算した金額から10万円を控除した金額(その金額が0円を下回るときは0円)とし、公的年金については控除額を82.65万円で計算)が0円の世帯の被保険者 ②市町村民税非課税世帯の被保険者で老齢福祉年金を受給している方	8,000円	15,700円		180,000円

※1) 年間216,000円を上限とします。

★ご不明な点は、ご自身が加入している医療保険の相談窓口へお問い合わせください。